[事案 25-114] 契約更新取消請求

·平成26年3月5日 裁定終了

<事案の概要>

契約が自動更新されるとの説明を受けていないことを理由に、自動更新以降の保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成11年4月、災害割増定期保険を契約したが、その後5年毎に自動更新されており、その事実を、平成24年4月に保険料振替口座としている銀行から当該口座の貸し越し通知を受け初めて知った。以下の理由により、自動更新後の保険料を返還してほしい。

- (1)本契約の申込時、自分は損害保険会社の営業を担当する職員であり、保険会社の募集代理 店はその顧客であったため、圧力募集により契約させられた。その際、募集人は約款や契 約のしおり等を交付せず、本契約が自動更新されるとの説明もしなかった。
- (2)保険会社は自分に対し、自動更新されるとの通知をしていない。契約後短期間のうちに転居したという事情もあるが、保険会社は約13年間にわたり住所不明の自分の住所調査を怠っていた。契約申込書に実家の電話番号は記載していたのであるから、電話をすれば新住所は判明したはずである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約が自動更新されることについては、契約申込書、約款、パンフレットに明記しており、また、約款受領印も押印されている。
- (2) 募集人は、約14年前のことであるため、契約時の説明状況について記憶はないものの、通常は、募集資料を交付のうえ、自動更新についての説明を行っている。
- (3) 契約成立後に保険証券を送付しているが、保険証券にも自動更新する旨記載している。なお、保険証券が当社に宛先不明で戻った記録はない。
- (4) 本約款では、「住所変更した際には、ただちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。保険契約者が通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は保険契約者に到達したものとみなします。」と記載しており、当社は約款にもとづく対応を行った。
- (5) 申立人は、契約時、損害保険会社に勤務しており、保険に関する基本的知識を有し、契約申込書や約款記載事項を十分に理解する能力を有していた。
- (6) 圧力募集を行った事実はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の 内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指 定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理 由を明記し、裁定手続を終了した。

- 1. 申立人の主張の法的整理
 - 申立人の主張は、以下の2点であると判断する。
 - (1)契約時、保険会社から約款を受領しておらず、募集人からも自動更新の説明も受けてい

ないため、自動更新の規定は申立人に対し拘束力が無く、自動更新は無効である。

(2)保険会社には契約者の住所調査義務があり、これを怠ったことにより申立人に自動更新 の通知が届かなかったのであるから、当該義務懈怠は債務不履行であり、保険会社は申 立人に対し、自動更新後の既払保険料相当額の損害賠償義務を負う。

2. 自動更新の約款の拘束力

以下の理由により、申立人は保険約款の拘束力を否定することはできず、自動更新は有効であり、保険料返還請求は認められない。

(1)保険契約は附合契約であるため、その契約内容は約款により定まる。申立人は、保険会社の定める保険約款に基づき契約する旨の記載がある契約申込書に署名して申し込みをした以上、約款により契約する保険契約者の意思が推定される。

本約款においては、保険期間の満了の日の2週間前までに保険契約を更新しない旨の 通知をしない限り更新されるとの規定があることから、申立人がこの通知をしていない 以上、約款にもとづき更新され、保険料支払義務が発生する。

(2) 申立人は契約時、約款を受け取っていないと主張しているが、契約申込書には約款を受領した旨の押印があることから、約款を受領したものと推定され、これを覆す証拠もない。また、申立人は圧力募集であったと主張しているが、この事実を認定する証拠は申立人の供述のみであり、仮にこれが事実だとしても、約款が交付されなかったとは認められない。

3. 更新通知の不到達

本約款では、保険契約者が住所変更をした場合には保険会社に通知する義務を規定し、この通知が無い限り、保険会社は届け出住所に通知を発送すれば責任を免れることとなっており、通知が転居先不明で返送された場合には、新たな住所の届け出があるまで通知を発送しなくとも保険会社は責任を免れる。このような通知義務に関する規定は、損害保険契約においても同様の規定があることから、契約時、損害保険会社の社員であった申立人はその点を熟知していたはずである。

したがって、自動更新手続の通知が無かったとしても、その責任は申立人が負うべきであり、保険会社には債務不履行責任はなく、申立人は損害賠償の請求をすることはできない。